

設計業務基本方針

設計業務は、本方針に基づいて行うものとし、特に次の事項に留意すること。

留意点

1. 公共建築の性格を理解し、品位ある機能的な施設とすること。
2. 施設の目的を把握し、その趣旨に沿うと共にコスト縮減に努めること。
3. 関係法令に適合し、なおかつ、福祉に配慮した安全な施設とすること。
4. 敷地の状況及び工期等を考慮した適切な計画とすること。
5. 地球環境の保全、地域環境に配慮した計画とすること。
6. 施工の安全性確保に留意した計画とすること。
7. 維持管理が容易で経済的な施設の設計に心掛けること。
8. 設計内容については、厳重に秘密を守ること。

A. 基本設計

基本設計は、施設の骨格を定めるものとし、建築工事と設備工事の調和を図ること。
また、一般的事項のほか、下記事項について慎重な検討をしなければならない。

(1)意匠

建物は、周辺地域環境及び施設の目的を考慮したふさわしいものとする。

(2)基本調査

基本計画に先立ち、敷地及び近隣の状況を十分に調査すること。

また、法規面や設備的な諸条件については、関係官庁等で事前に調査のうえ、必ず確認すること。

(3)配置計画

①施設利用者に対する安全性、防犯対策等、施設管理に配慮した配置計画とすること。

②建物の配置、地盤高さ、床高さ等は、基本調査の結果に基づき、近隣の日照、眺望、公害面に配慮して決めること。

③敷地の排水、擁壁等は、災害に対し十分に安全な計画とすること。

④施設の将来を考慮し、土地の高度利用を図ること。

(4)平面計画

①施設利用者の安全性・防犯対策に配慮した平面計画とすること。

②施設の目的、機能等を考慮するとともに、将来計画についても配慮すること。

③避難が容易な計画とすること。

(5)構造計画

構造計画は、原則としてシンプルな形態をとり、安全性を十分に考慮すること。

(6)設備計画

①計画の作成に先立ち、敷地状況並びに給水、排水、ガス、電気、電話等の供給能力等の調査を行うこと。

②環境に配慮した設備、及び省エネ対策・ライフサイクルコストを考慮した計画とすること。

③建物の用途、目的、方位等にふさわしい方式、系統とすること。

④騒音、振動、廃液、ばい煙、粉塵、ガス臭気等の公害対策を考慮すること。

B. 実施設計

実施設計に当たっては、建築関係法令等に定める事項のほか、次の事項について検討を加えなければならない。

(1) 防水

防水は完全を期するとともに、次の点に注意すること。

- ① 屋上防水は、水勾配を十分にとること。
- ② 防水は、構造、用途及び利用に適した材料及び工法を慎重に選定すること。
防水端部の納まり等は、必要な立上りを取り、止水を完全にすること。
- ③ ドレイン及びこれと接続する樋は、できるだけ屋外に設けること。
- ④ 防水層は、複雑な納まりを避け、配管等屋上施設による切断を避けること。
- ⑤ 地下室は、原則として二重壁及び二重床とし、換気・除湿に配慮すること。

(2) 手すり等

階段、バルコニー、屋上、廊下等に設置する手すり等は、堅牢で安全な高さの間隔を有すること。

(3) 仕上げ等

- ① 仕上げ材料の選定に当たっては、シックハウス対策を配慮すること。
- ② 仕上げ材料は、耐久性があり、メンテナンスのしやすい材料を選定すること。

(4) 電気設備

- ① 受変電設備は、経済的で信頼性に富むものとし、保安が容易で安全なものとする。
- ② 屋内配線は、施設条件、経済性、安全性及び施工性等を総合的に検討すること。
- ③ 屋外配線は、原則として地中ケーブルとする。

(5) 空調設備

- ① 法規に定める条項を遵守し、衛生的環境条件の確立及び防災、安全装置の整備に努める。
- ② 屋内環境条件は、施設の種類、各室等の使用目的並びに条件などを十分検討して決定する。
- ③ 空調設備は、経済性、保守管理、耐久性及び施工性等を考慮し、バランスのとれたものとする。

(6) 衛生設備

- ① 給水及び給湯に関する設備は、衛生的な水・湯を十分に、かつ、汚染されることなく供給する。
- ② 排水及び通気系統に関する設備は、人体に害を及ぼすことなく、確実かつ衛生的に排除する。

(7) 防災設備

建築基準法、消防法を理解し、法規制は最低限の定めであることを認識して設計する。

(8) 積算

積算に当たっては、工事内容を理解し、施工を考慮した正確な数量とすること。